

三重県新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 新生児聴覚検査体制の充実を図るため、聴覚検査機器を購入する小規模の産科医療機関等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第240号。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、聴覚検査機器を所有していない（所有する聴覚検査機器が老朽化（耐用年数を経過）したことなどにより、当該聴覚検査機器を用いて実施する検査に支障が生じている場合を含む）小規模の産科医療機関等が、次の聴覚検査機器を購入する経費を対象とする。なお、所有する聴覚検査機器が老朽化（耐用年数を経過）したことなどにより、当該聴覚検査機器を用いて実施する検査に支障が生じる可能性があり、聴覚検査機器の買い換えをする場合も、補助対象とする。

(1) 補助の対象となる機器

対象となる聴覚検査機器は、自動聴性脳幹反応検査機器（以下「自動ABR」という。）とする。

(2) 補助の対象となる経費

対象となる経費は、自動ABRの購入経費とする。

なお、購入経費とは、機器本体の購入経費のみをいい、消耗品費、設置費、運搬費、管理費などの付帯費用は含まない。

(3) 補助の対象となる施設

対象となる施設は、県内の分娩を取り扱う医療機関（総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを除く）及び助産所とする。

(4) 補助の対象となる購入期間

対象となる購入期間は、交付決定日から交付決定日の属する年度の3月31日までとし、当該期間内に納品を完了すること。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算定された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

前条の(2)に掲げる経費から、寄付金その他の収入額を控除した額と別表の第2欄に定める基準額（3,600千円）を比較していずれか少ない額に、第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付されるものとする。

(1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けな

なければならない。

なお、軽微な変更とは、交付決定額の 20 パーセント以内の減額とし、補助の目的や事業内容に変更を生じない場合とする。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第 9 号により遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 5 月 31 日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を除く。）には、当該仕入控除税額を知事へ返還しなければならない。
- (9) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。なお、該当する者と確認された場合は、この交付の決定を取り消すことがある。
- (10) 暴力団排除要綱第 8 条第 1 項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- (11) その他知事が必要と定めた事項に従うこと。

（交付申請）

第 5 条 この補助金の交付申請は、交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定より交付申請書の提出があったときは、これを審査し、
適当と認めるときは、次の(1)から(8)の順に、予算の範囲内において、交付
対象施設(以下「補助事業者」という。)を選定する。

- (1) 前年度に本補助金の交付申請を行い不採択となった施設のうち、前年の分娩
取扱件数が年間10件以上であり、新規(所有する聴覚検査機器が老朽化(耐
用年数を経過)したことなどにより、当該聴覚検査機器を用いて実施する検査
に支障が生じている場合を含む。)に自動ABRを購入する施設で、前年の分娩
件数がより多い施設。
 - (2) 前年度に本補助金の交付申請を行い不採択となった施設のうち、前年の分娩
取扱件数が年間10件以上であり、自動ABRを買い換える施設で、使用年数
に前年の分娩件数を乗じた数がより多い施設。
 - (3) 前年度に本補助金の交付申請を行い不採択となった施設のうち、前年の分娩
取扱件数が年間10件未満であり、新規(所有する聴覚検査機器が老朽化(耐
用年数を経過)したことなどにより、当該聴覚検査機器を用いて実施する検査
に支障が生じている場合を含む。)に自動ABRを購入する施設で、前年の分娩
件数がより多い施設。
 - (4) 前年度に本補助金の交付申請を行い不採択となった施設のうち、前年の分娩
取扱件数が年間10件未満であり、自動ABRを買い換える施設で、使用年数
に前年の分娩件数を乗じた数がより多い施設。
 - (5) 前年の分娩取扱件数が年間10件以上であり、新規(所有する聴覚検査機器
が老朽化(耐用年数を経過)したことなどにより、当該聴覚検査機器を用いて
実施する検査に支障が生じている場合を含む。)に自動ABRを購入する施設
で、前年の分娩件数がより多い施設。
 - (6) 前年の分娩取扱件数が年間10件以上であり、自動ABRを買い換える施設
で、使用年数に前年の分娩件数を乗じた数がより多い施設。
 - (7) 前年の分娩取扱件数が年間10件未満であり、新規(所有する聴覚検査機器
が老朽化(耐用年数を経過)したことなどにより、当該聴覚検査機器を用いて
実施する検査に支障が生じている場合を含む。)に自動ABRを購入する施設
で、前年の分娩件数がより多い施設。
 - (8) 前年の分娩取扱件数が年間10件未満であり、自動ABRを買い換える施設
で、使用年数に前年の分娩件数を乗じた数がより多い施設。
- 2 選定の結果、交付を決定した補助事業者には、様式第2号により交付決定を通
知するものとする。不採択の場合は、その旨補助申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の交付決定を行うにあたっては、必要に応じ条件を付し、または
申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

(申請の取り下げ)

第7条 補助金の交付の申請の取り下げをすることができる期間は、前条第2項の通
知を受領した日から起算して10日以内とする。

(変更の申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情により、申請の内容を変更する場合は、事業計画変更承認申請書(様式第3号)を第5条により定める申請手続に従い、知事が別に定める日までに提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、事業完了後1か月以内(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1か月以内)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に関係資料を添えて知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の実績報告を受けた場合は、書類の審査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた時は、交付すべき補助金額の額を確定し、様式第5号により補助事業者へ通知する。

(補助金の支払い)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合は、補助金を概算払により交付することができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
- 5 概算払を受けた補助事業者は、第9条により定める報告手続に従い、概算払精算書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要領は、令和6年8月7日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月25日から施行する。

別表

1 事業名	2 基準額	3 補助率
三重県新生児聴覚検査 機器購入支援事業	1施設に対し、3,600千円。 聴覚検査機器(自動ABRに 限る)の購入経費。	3分の2